

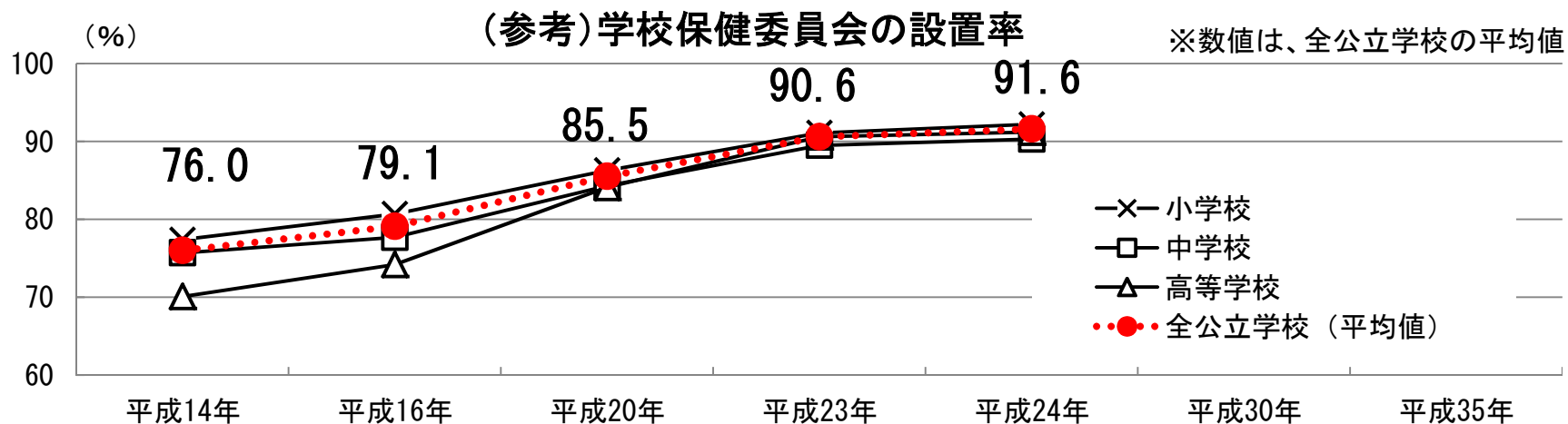
## 「健やか親子21」スライド集より、今回新たにベースライン値を設定した指標を抜粋

※下線部分が今回更新した箇所

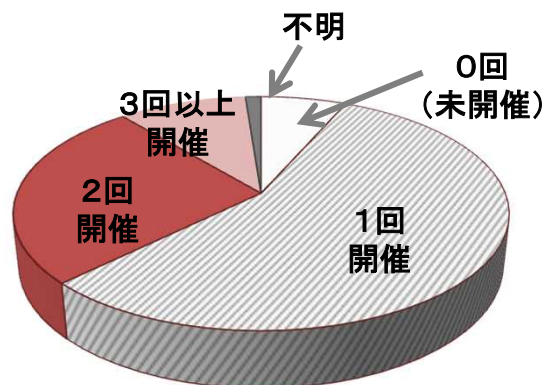
基盤課題B:学童期・思春期から成人期に向けた保健対策		
指標番号:10	指標の種類:環境整備の指標	
指標名:学校保健委員会を開催している小学校、中学校、高等学校の割合		
ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
<u>小学校・中学校</u> 89.7 % <u>高等学校</u> 86.9 % (平成27年度)	-	中間評価時に設定
調査方法		
調査名	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課調べ(公立学校における学校保健委員会の設置状況)	
算出方法	学校保健委員会を開催している小学校及び中学校と高等学校について、それぞれ1回以上開催している公立学校数の総数を全公立学校数で除す。	
目標設定の考え方		
<p>全公立学校(小学校、中学校、高等学校)のうち、学校保健委員会を開催する学校数から開催状況を算出するとともに、学校保健委員会の開催回数についても把握するなど、実態を踏まえ学校保健委員会の開催率の向上を目指す。</p> <p>目標設定は中間評価の検討会で行う。</p>		

## <学校保健委員会>

学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。  
教職員、学校医等、保護者及び地域の保健関係機関の代表等によって構成される。



### 平成24年度学校保健委員会の開催回数



文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課調べ

「健やか親子21(第2次)」において、学校保健委員会を設置し、開催する学校が100%になるよう推進を行う。

なお、学校保健委員会において、児童生徒の健康課題を関係者間で共有し、取組内容を検討するとともに、成果について評価していくため、複数回開催していくことが望ましい。

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策		
指標番号:7	指標の種類:環境整備の指標	
指標名:対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合(新)		
ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
27.5%(※注) (参考)事業実施率99.0% (平成26年度)	—	中間評価時に設定
調査方法		
調査名	「子どもを守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ」(5年に1回の調査)。 ※各年度ごとには厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室調べ。	
算出方法	乳児家庭全戸訪問事業の対象者(家庭)全てに訪問した市区町村/対象者がいた全市区町村×100より算出	
目標設定の考え方		
(※注) 平成26年度に対象者(家庭)の全てに対して訪問を実施した市町村は474か所(27.5%)であった。 (参考) 対象家庭に対する乳児家庭全戸訪問事業の実施率は、全国で99.0%であり、都道府県別で見ると、最も高い都道府県は100%、最も低い都道府県は92.0%であった。		

## <参考>

### <乳児家庭全戸訪問事業の実施率の年次推移>

	全国平均		都道府県別実施割合	
	実施市区町村数	実施率	最高	最低
平成20年4月1日現在	1,247	72.2%	100.0%	40.0%
平成21年7月1日現在	1,512	84.1%	100.0%	57.1%
平成22年7月1日現在	1,561	89.2%	100.0%	61.8%
平成23年7月1日現在	1,613	92.3%	100.0%	61.8%
平成24年7月1日現在	1,639	94.1%	100.0%	64.7%

各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

- ・平成20年度：「育児支援家庭訪問事業」の実施状況（次世代育成支援対策交付金交付決定ベース）
- ・平成21・22年度：雇用均等・児童家庭局総務課調べ
- ・平成23・24年度：市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査  
（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ）

### 乳児家庭全戸訪問事業の概要

#### 1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものである。

#### 2. 事業の内容

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- [1] 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- [2] 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

(2) 訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

#### 3. 実施主体

市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策		
指標番号:8	指標の種類:環境整備の指標	
指標名:養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合(新)		
ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
66.9%(※注) (参考)事業実施率81.2% (平成26年度)	—	中間評価時に設定
調査方法		
調査名	「子どもを守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ」(5年に1回の調査)。 ※各年度ごとには厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室調べ。	
算出方法	養育支援訪問事業の対象者(家庭)全てに訪問した市区町村/対象者がいた全市区町村×100より算出	
目標設定の考え方		
<p>(※注) 平成26年度に対象者(家庭)の全てに対して訪問を実施した市町村は945か所(66.9%)であった。</p> <p>(参考) 対象家庭に対する養育支援訪問事業の実施率は、全国で81.2%であり、都道府県別で見ると、最も高い都道府県は100%、最も低い都道府県は43.6%であった。</p>		

## <参考> 養育支援訪問事業の実施率の年次推移

	全国平均		都道府県別実施割合	
	実施市区町村数	実施率	最高	最低
平成20年4月1日現在	799	45.3%	100.0%	15.8%
平成21年7月1日現在	996	55.4%	89.5%	17.9%
平成22年7月1日現在	1,041	59.5%	100.0%	26.9%
平成23年7月1日現在	1,098	62.9%	100.0%	32.5%
平成24年7月1日現在	1,172	67.3%	100.0%	32.5%

各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

- ・平成20年度:「育児支援家庭訪問事業」の実施状況(次世代育成支援対策交付金交付決定ベース)
- ・平成21・22年度:雇用均等・児童家庭局総務課調べ
- ・平成23・24年度:市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査  
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ)

### 養育支援訪問事業の概要

#### 1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

#### 2. 事業の内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

**3. 実施主体** :市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号: 10

指標の種類: 環境整備の指標

指標名: 要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画している市区町村の割合(新)

ベースライン

中間評価(5年後)目標

最終評価(10年後)目標

14.8%  
(平成27年度)

—

中間評価時に設定

調査方法

調査名

「子どもを守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ」(5年に1回の調査)。  
※各年度ごとには厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室調べ。

算出  
方法

要保護児童対策地域協議会で産婦人科医療機関の関係職種が参画している市区町村/要保護児童対策地域協議会の設置済み全市区町村×100より算出

目標設定の考え方

(参考)

要保護児童対策地域協議会は全国で1,726か所設置され、うち産婦人科医療機関の関係職種が参画している市区町村は255か所(14.8%)であった。

## ＜参考データ＞要保護児童対策地域協議会への関係機関の参画状況

	都道府県					指定都市・ 児童相談所 設置市	合計	参考 (平成23年4月) ※被災3県除く
	市・区 (30万以上)	市・区 (10～30万 未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数	63	205	519	726	179	22	1,714 (100.0%)	1,587 (100.0%)
産科医療機関	18	48	66	32	2	8	174 ( 10.2%)	— ( — )
医師会(産科医会・ 小児科医会以外)	61	192	439	301	27	21	1041 ( 60.7%)	998 (62.9%)
産科医会	12	16	17	4	—	1	50 ( 2.9%)	— ( — )
看護協会	4	3	6	-	1	2	16 ( 0.9%)	18 ( 1.1%)

平成23年度 市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査  
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室調べ) より一部抜粋



## 重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号: 12

指標の種類: 環境整備の指標

指標名: 児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数(新)

ベースライン

中間評価(5年後)目標

最終評価(10年後)目標

1,034か所(平成28年4月1日時点)

三次と二次救急医療機関の50%

全ての三次と二次救急医療機関数

### 調査方法

調査名

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ

設問: 三次救急医療機関と二次救急医療機関のうち、次の①と②の両方を満たす医療機関の数(箇所数)

①外部機関との連携窓口を明確にしている。

②児童虐待に関する委員会、または児童虐待マニュアル、または職員対象の児童虐待に関する研修がある。

算出方法

①と②のいずれにも該当する医療機関数を計上

※参考(平成28年4月1日時点)

三次救急医療機関(282施設)＋二次救急医療機関(3,245施設)＝3,527施設

### 目標設定の考え方

医療機関での児童虐待事例への対応は、生命に直結する救急医療においても、特定妊婦や周産期医療における予防的な関わりにおいても、さらに被虐待児とその家族への心の診療においても重要な位置を占める。「健やか親子21(第2次)」の指標に位置付け、国や県がモニターすることで、医療機関の取組を推進する必要がある。

ベースライン調査は、市町村を対象に実施したため、同一の医療機関を複数の地方自治体が重複して回答している可能性があるため、今後の調査では、都道府県調査において把握することとする。児童虐待に対応する体制は、本来全ての医療機関において整える必要があると考えられるが、まずは三次と二次救急医療機関で着実に体制整備を促すため、これらを調査対象とする。

今後の調査結果をもとに、中間評価においては、三次や二次救急医療機関が、「地域の医療機関と連携をとっているか」という視点も入れた検討も求められる。

## <参考>

### ◆児童虐待対応院内組織の整備状況(N=86)

	病院数	率
あり	32	37.2%
設置予定	9	10.5%
予定なし	45	52.3%

### ◆設置した理由(複数回答)(N=32)

	病院数	率
現場職員からの要望	10	31.3%
外部からの要請	0	0.0%
通告など法的対応のため	9	28.1%
臓器移植法への対応	18	56.3%
もれなく早期発見するため	17	53.1%
チーム医療を進めるため	13	40.6%
他機関連携のため	5	15.6%
その他	6	18.8%

### ◆院内組織の活動の内容(N=32)

	行っている		今後行いたい	
	病院数	率	病院数	率
病院の方針を決める	26	81.3%	1	3.1%
虐待対応のための実働サポート	27	84.4%	1	3.1%
病院スタッフへの対応助言	22	68.8%	2	6.3%
関係機関への連絡調整	28	87.5%	0	0.0%
個別カンファレンス	24	75.0%	2	6.3%
定例カンファレンス	12	37.5%	2	6.3%
予後把握	7	21.9%	7	21.9%
その他	2	6.3%	0	0.0%

### ◆児童虐待対応院内マニュアルの有無について(N=86)

	あり		なし	
	病院数	率	病院数	率
設置済み	28	32.6%	4	4.7%
設置予定・検討中	0	0.0%	9	10.5%
予定なし	4	4.7%	41	47.7%

平成25年度医療機関児童虐待対応体制等実態調査(愛知県健康福祉部児童家庭課)

・対象:平成24年10月1日現在、愛知県内で小児科を標榜し小児科一般診療を行っている107病院

・回答:86病院 ・実施:平成25年7~8月